

令和7年9月定例会  
南海トラフ対策特別委員会会議録  
令和7年9月24日

場 所 第4委員会室



令和7年9月24日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

環境森林部

1. 本県における災害廃棄物処理対策について

農政水産部

1. 農政水産部における地震津波対策の取組について

県土整備部

1. 県土整備部における地震津波対策の取組について

○協議事項

1. 県外調査について  
2. 次回以降の委員会について  
3. その他

出席委員(10人)

委 員 長	福 田 新 一
副 委 員 長	松 本 哲 也
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	川 添 博
委 員	荒 神 稔
委 員	山 口 俊 樹
委 員	下 沖 篤 史
委 員	工 藤 隆 久
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部次長  
(総括)

塩 田 康 一

環境森林部次長  
(技術担当)

右 田 憲 史 郎

環境森林課長

川 越 勉

循環社会推進課長

長 友 和 也

自然環境課長

太 田 原 潤 一

森林経営課長

宮 川 美 品

山村・木材振興課長

笹 山 寿 樹

みやざきスギ  
活用推進室長

川 本 芳 光

農政水産部

農村振興局長

戸 高 久 吉

水産局長

西 府 稔 也

農政企画課長

梶 原 正 太 郎

農村計画課長

井 上 周 二

農村整備課長

山 内 敏 雄

漁業管理課長

安 田 広 志

漁港漁場整備室長

宇 治 橋 正 行

県土整備部

県土整備部長

桑 畑 正 仁

県土整備部次長  
(総括)

海 野 由 憲

県土整備部次長  
(道路・河川・港湾担当)

中 原 学

県土整備部次長  
(都市計画・建築担当)

迫 節 夫

高速道対策局長

山 浦 弘 志

管 理 課 長

小 蘭 真 二

技術企画課長

植 村 幸 治

道路建設課長

椎 葉 倫 男

道路保全課長

大 部 蘭 一 彦

河 川 課 長

中 武 透

ダム対策監

山 下 修

砂防課長	三橋 剛
港湾課長	那須 紘之
空港・ポートセーラス対策監	高澤 俊満
都市計画課長	村岡 昭彦
美しい宮崎づくり推進室長	丸岡 浩二
建築住宅課長	松田 真二
高速道対策局次長	杉本 達哉

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	吉浦 亜季子
政策調査課主任主事	原田 智史

---

○福田委員長 それでは、ただいまから南海トラフ対策特別委員会を開会します。

まず、委員席の決定についてあります。

荒神稔議員が当委員会の委員として新たに加わりましたので、委員の皆様の座席順としましては、ただいま着席のとおりに決定してよろしいでどうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてあります。お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

3、概要説明として、執行部からは、環境森林部、農政水産部、県土整備部の3部局に出席いただきます。

説明項目は、説明順に、県土整備部が県土整備部における地震津波対策の取組について、農政水産部が農政水産部における地震津波対策の取組について、環境森林部が本県における災害廃棄物処理対策についてとなっております。

3部局に同席いただきますが、前回の委員協

議での意見もございましたので、今回は、県土整備部は部長、農政水産部と環境森林部は次長までの職員が出席することとなっております。

なお、基本的には各部がそれぞれ所管部分について答弁することになりますので、御了承ください。

当委員会は、南海トラフ対策が対象ですので、3部局一緒に入っていただいたほうが効率がいいのではないかという趣旨で今回集まってもらっています。

執行部への質疑の後に、協議事項として県外調査や次回以降の委員会などについて御協議いただきたいと存じます。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩といたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時3分再開

○福田委員長 委員会を再開いたします。皆さん、おはようございます。

本日の委員会に4名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。少し入室が遅れていますので、入室された際に注意事項をお話ししたいと思います。

それでは、概要説明に入ります。

今回、私ども南海トラフ対策特別委員会としましては、あくまでも対象が南海トラフ対策ですので、3部局一緒に集まってもらいました。そっちのほうが効率がいいんじゃないかという我々の意見です。

今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

質疑に関しては、3部局の説明が全て終了した後に行います。

最初に、県土整備部から説明をお願いいたします。

○桑畠県土整備部長 県土整備部です。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様、御認識のとおり、近い将来、南海トラフ地震による多大な被害が懸念されております。

このような中、昨年8月に日向灘を震源とします地震で初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。また、今年7月にはカムチャツカ半島付近を震源とする地震が発生し、本県を含みます日本の広範囲で津波警報や注意報が発表されました。

このように様々な災害リスクが県民生活の脅威となっておりますことから、防災・減災対策、県土の強靭化を強力に推進する必要があります。

本日は、県土整備部で取り組んでおります地震津波対策につきまして担当課長等から御説明いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福田委員長 4名の傍聴が来られていますので、傍聴される皆様にお願いいたします。

傍聴人は、当委員会の調査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

○植村技術企画課長 技術企画課でございます。県土整備部における地震津波対策の取組について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

地震津波対策等を推進するため、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策や国土強靭化のための5か年加速化対策の予算を活用し取組を進めてきたところです。

左側の棒グラフは、県土整備部における強靭化予算の推移についてです。赤色の部分が平成30年度から令和2年度までの3か年緊急対策で約332億円、緑色の部分が令和3年度から令和7年度までの5か年加速化対策で約829億円となっております。これらを合わせまして、平成30年度からの8年間において、国の補助・交付金事業で総額約1,161億円を確保してきたところであります。

次に、4ページを御覧ください。

本年6月6日に閣議決定された第1次国土強靭化実施中期計画の構成と概要を示しております。

第1章では、これまでの国土強靭化の取組を切れ目なく推進する必要性に触れ、第2章から第4章で事業期間や事業規模などが示されています。

特に、第4章に記載されている推進が特に必要な施策について、事業規模は令和8年度から令和12年度までの5か年でおおむね20兆円強程度と示されており、5か年加速化対策の約1.3倍となっております。

今後5年間で取り組む主な内容とそれぞれの事業規模につきましては、ローマ数字の1から5までに記載のとおりで、国土交通省所管で主に地震・津波関連の対策となる内容につきましては、アンダーラインをつけております河川管理施設等の地震・津波対策や橋梁耐震補強等があります。

技術企画課からは以上でございます。

○山浦高速道対策局長 資料の5ページをお開きください。

地震津波対策の取組の道路関係について御説明いたします。

①の高規格道路の整備であります。

令和5年3月に東九州自動車道の清武南から日南北郷間が開通し、昨年8月に日向灘沖で発生した地震において、落石により国道220号が全面通行止めとなった際に、東九州自動車道が迂回路となり、ダブルネットワークとしての代替機能を発揮したところであります。

次に、②の道路ネットワークのさらなる強化であります。

今年3月に都城インターチェンジと志布志港とを結ぶ都城志布志道路が全線開通し、新たな道路ネットワークが構築されました。南海トラフ地震などによる津波災害が危惧される中、大規模災害時の後方支援拠点となる都城市を中心とした信頼性の高い強靭な道路ネットワークが形成されたことで、発災時の復旧・復興、医療・救護、支援物資の輸送など、様々な効果が期待されます。

次に、③の緊急輸送道路における橋梁の耐震化であります。

写真は、国道218号の干支大橋の耐震化であります。

南海トラフ地震発生時には、全国及び九州各地から救命・救急活動などを行うために、九州の西側から東側沿岸部に向けて一斉に進行し道路啓開を実施する、いわゆる九州東進作戦が計画されております。

国道218号はこの作戦の要となる道路であり、現在、大規模で構造が複雑な7つの橋梁において、大規模地震による損傷を限定的なものにとどめ、橋梁としての機能を速やかに確保するための耐震対策を優先的に進めております。昨年度までに延岡市の干支大橋など2つの橋梁の対策が完了しており、現在、3つの橋梁で耐震工事を行っております。

最後に、④の市街地の緊急輸送道路における

無電柱化であります。

写真は、国道269号、栄町工区の無電柱化であります。

地震や台風により電柱が倒壊し、車両の通行に妨げとなるおそれがあることから、これまでに県内の緊急輸送道路において11工区が完了し、10工区で無電柱化を進めており、災害時におけるリスクの軽減を図っております。

以上が道路関係の主な取組になります。

説明は以上であります。

**中武河川課長** 河川課であります。

委員会資料の6ページを御覧ください。

河川事業における地震津波対策の取組について御説明いたします。

左上の事業実施河川を御覧ください。

河川では、背後地の人口や資産、他事業との調整などを踏まえ、南海トラフ地震など最大クラスのレベル2津波に比べて津波の高さが低いレベル1津波の遡上により家屋などの浸水被害が想定される河川からハード対策を進めることとしており、対象河川は35水系となっております。

下の四角囲いを御覧ください。

整備につきましては、(1)河川単独の整備で効果が発現できる河川は18の水系がございまして、洪水対策などを行う河川整備と合わせて対策を実施する河川が耳川や一つ瀬川など4水系、また津波が遡上する河口部の河川整備が完了している河川については、地震高潮対策事業を活用し、五十鈴川、清武川、加江田川など14水系で対策を進めております。

次の(2)港湾や漁港に流れ込む河川で他事業との連携が必要な河川につきましては、古江川や内海川など17の水系がございまして、港湾や漁港事業の進捗を踏まえながら事業化を行う

こととしております。

次に、対策の内容について御説明します。

対策としては、大きく3つの対策を進めいくこととしておりまして、1つ目の対策が①の樋門の無動力化であります。

これは、津波発生時の樋門操作における操作員の安全確保を目的としておりまして、津波の遡上が想定される区間の樋門において人による操作が不要となるよう、ゲートの改良を行うものです。今年3月時点では、対象施設132樋門のうち68樋門の整備が完了しており、進捗は約5割の状況となっております。

下の写真が日向市の塩見川における施工事例になります。

左の写真の青色の部分が整備前の既存の上下にスライドさせるゲートであります、右の写真が整備後になります。中央の灰色の部分が新たに設置したゲートになります。河川の水位が上昇しますと、水圧でゲートが閉鎖されることで逆流を防ぐ仕組みとなっており、操作員による開閉操作が不要となってまいります。

次に、右側を御覧ください。

2つ目の対策が水門などの新設や耐震化であります。

これは、河川への津波の遡上を防ぐため、河川の河口部や支川との合流部に水門などを新たに設置したり、地震時において機能を発揮できるよう既存の水門などの耐震対策を行うものであります。今年3月時点で対象施設5か所のうち2か所が完了しております。

下の写真の左側が、耐震対策を実施した宮崎市のイオンの近くにあります江田川樋門の事例ですが、鉄筋を用いた柱の補強を行いまして耐震性能を向上させております。

また、右の写真が現在の延岡市の浜川防潮水

門になりますが、今後、令和9年度からの整備に着手する予定としております。

3つ目の対策が、下のほうにありますけれども、堤防の耐震化であります。

これは、津波が堤防を超えて住宅地などへ浸水することを防ぐため、地震発生後においても津波に対して堤防の高さを確保することを目的としております。

下の左側にイメージ図がありますが、沈下を考慮して堤防の盛土のかさ上げを事前に行う方法ですとか、図はありませんけれども、堤防の下に軟弱な地盤がある場合には、地盤の改良を行うことで沈下を小さくする対策などがございます。

右側の写真は、一つ瀬川河口部における堤防整備の事例となっております。

今年3月時点での対策が必要な延長は18.7キロメートルとなっておりまして、来年度以降、宮崎市の加江田川や清武川の整備に着手していくこととしております。

今後とも県土の強靭化に向け予算を確保し、地震津波対策を推進してまいります。

説明は以上です。

○三橋砂防課長 砂防課でございます。

砂防課における地震津波対策の取組について御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

土砂災害は大雨が原因で多く発生しますが、地震による崖崩れの発生や地震の揺れで生じた地山の亀裂に雨が浸透し、土砂災害が生じることがあります。

資料左上、土砂災害防止工事の推進として、写真上部の集落の下側に見える砂防堰堤の整備や、その右側の写真のように、急傾斜施設として擁壁やのり面の工事を実施しております。

次に、地域にふさわしい防災力の強化として、左側、小中学生や地区住民を対象とした土砂災害防止教室・講座の開催や、右側写真のように、土砂災害を想定した住民参加型避難訓練の実施など、市町村や民間と連携しながら実施しております。

また、下のほう、土砂災害警戒区域等の危険箇所の調査・周知のため、土砂災害の危険性のある区域において基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域として指定を行い、市町村ハザードマップへ反映していただくことで危険箇所の周知を図っております。

なお、本県の土砂災害警戒区域指定状況は、令和7年3月末時点で1万5,289区域でございます。

今後も、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策に取り組んでまいります。

砂防課につきましては以上であります。

○那須港湾課長　港湾課であります。港湾における地震津波対策の取組について御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

県内3か所の重要港湾は、地域の産業・経済・観光を支え、災害時には船舶による緊急物資等の受入拠点ともなります。

このため、地震・津波対策として、施設の機能維持のための防波堤や岸壁の構造強化、利用者の生命を守る津波避難施設の整備、災害における施設の確実な利用のための訓練などを行っております。

3港における取組について、各港の特色を踏まえて説明いたします。

まず、日向市の細島港です。

企業の集積が進み、多くの就労者がおります。左上の写真に示す3つの防波堤は、右横のイ

ラストのように、最大クラスの津波でも倒壊せず機能を発揮し続ける粘り強い構造として整備しております。また、写真中ほどの15号岸壁と黄色で示す19号岸壁は最大クラスの地震後も利用可能な耐震強化岸壁です。これらの取組により、地震・津波後も緊急物資の輸送や経済活動の維持を可能とするものです。

次に、写真下側に赤丸で示した津波避難施設は、階段を使って上部の安全な広場に避難するもので、避難者数に合わせ2か所整備をしております。

最後にページ右下は、昨年5月に実施した国、県、市の職員約20名が参加した訓練の様子です。県北部の主要道路が寸断された想定の下、緊急物資を熊本県の八代港から細島港に輸送するものです。

9ページを御覧ください。

左側の日南市油津港は、地元企業の生産活動を支え、世界屈指の大型クルーズ船を受け入れることができる港です。

写真に示す施設の構造強化を進めております。赤色の整備済みの耐震強化岸壁は、昨年8月の日向灘地震でも被害を受けず、2週間後に予定どおり外国クルーズ船を受け入れました。

次に、右側の宮崎港では、カーフェリーとRO-RO船が利用する2か所の耐震強化岸壁を整備し、防波堤の強化も進めております。

また、企業が立地する東地区とみやざき臨海公園に津波避難高台を整備しており、右下の写真のように、立地企業の方々と避難後の高台での簡易トイレの使い方などを毎年確認しております。

港湾課の説明は以上ですが、今後とも国や地元市、利用者と連携して、ハード、ソフト両面から地震津波対策に取り組んでまいります。

○村岡都市計画課長 都市計画課でございます。

10ページを御覧ください。

都市計画における地震津波対策の取組についてであります。

まず、1、津波避難施設の整備についてであります。

特定避難困難地域を解消するための津波避難施設整備を進めており、令和3年度までに7市町において23か所が完成しております。また現在、延岡市北浦町古江地区など4か所で新たな整備を進めているところであります。

次に、2、安全・安心な生活環境の整備についてであります。

(1)の市街地整備による安全性の確保につきましては、地震時の物的被害や人的被害の軽減を図るため、宮崎市の東部第二地区など3地区にて土地区画整理事業を進めています。

(2)安全な避難空間の確保につきましては、都城市の山之口運動公園など4か所にて避難場所を、また延岡市の安賀多通線など11か所にて避難経路を整備しております。

11ページをご覧ください。

3、地震・津波災害に強いまちづくりの推進についてであります。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定が見直されたところでありますが、それを踏まえ、オレンジ着色の部分にありますとおり、津波により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波災害警戒区域を県が指定することとしております。

右上の模式図を御覧ください。

津波災害警戒区域図には基準水位が表示されますが、これは建物への津波の堰上げ高さを考慮しており、避難する上での安全な高さを示す

ことで、より具体的な警戒避難体制が整備されていくことになります。

左側のフローに戻っていただきまして、市町はこの区域指定を受け、社会福祉施設や学校などの避難促進施設、また避難先となります指定避難施設の指定など、必要に応じ地域防災計画を改定することとなります。

なお、避難促進施設の指定を受けた施設の管理者は、避難計画の作成、公表、さらに、これに基づく津波避難訓練の実施と市町長への報告が義務化されます。

右のフローのスケジュールですが、県は津波災害警戒区域図を作成し、地域住民への周知など関係市町と連携しながら、今年中の指定を目標に取り組んでまいります。

次に、4、下水道の早期復旧のための体制整備についてであります。

下水道機能の継続、早期回復を図るため、下水道BCP対策マニュアルが国により公表されております。この公表を受け、下水道施設を有する全ての市町村でBCP対策のマニュアルの策定が完了しているところであります。

また、下水道災害における情報伝達訓練を九州・山口ブロックで毎年実施しているところであります。

都市計画課の説明は以上であります。

○松田建築住宅課長 建築住宅課でございます。

資料の12ページを御覧ください。

建築物に関する地震津波対策の取組について御説明いたします。

初めに、赤線で囲んでいるところですが、現行の新・宮崎県地震減災計画において、住宅の耐震化率を約80%から90%へ高めることなどにより人的被害が約1万5,000人から2,700人に軽減できると推計していることから、住宅の耐震

化率を令和7年度末に90%とすることを目標に市町村と連携して支援事業を行っております。

次に、具体的な取組についてですが、1つ目として、木造住宅耐震化の支援制度の活用促進に取り組んでおります。

大地震では、木造住宅の倒壊とともに、その下敷きになって多くの死傷者が出でおり、このため、倒壊する可能性の高い※昭和60年5月以前に着工された木造住宅の耐震性を向上させるための支援事業を実施しており、その内容につきましては、ステップ1として、耐震診断を行う場合、最大で13万6,000円の補助が受けられ、この診断により耐震性が低いと判定された住宅に対して、ステップ2とステップ3で耐震補強計画・設計と耐震補強工事を行う場合、①総合支援制度による耐震改修において最大で115万円を、また、②安全住宅住替え制度において、耐震性のない住宅の除却や建て替えを行う場合に、資料に記載のとおり、それぞれ補助が受けられます。

次に、2つ目として、被災建築物・宅地応急危険度判定体制の整備に取り組んでおります。

南海トラフ地震などによる被災時には、余震等による建築物の倒壊や部材の落下などから生じる地震後の二次被害を防止し県民の安全を確保するため、応急危険度判定士が建物や土地の安全性を素早く調べ、その危険度を判断する応急危険度判定活動を迅速に実施する必要があります。

このため、応急危険度判定士養成講習会の実施や連絡訓練、判定資機材の備蓄等を行っているところであります。

令和6年の能登半島地震では宮崎県への判定士派遣要請はありませんでしたが、平成28年の熊本地震では宮崎県から延べ198名を熊本県へ派

遣し、現地で活動を行ったところであります。

説明は以上であります。

○福田委員長 ありがとうございました。

続いて、農政水産部のほうからの説明をお願いいたします。

○宇治橋漁港漁場整備室長 漁業管理課漁港漁場整備室でございます。

資料替わりまして、農政水産部特別委員会資料の3ページを御覧ください。

農政水産部における地震津波対策の取組についてであります。

最初に、漁港及び漁港海岸における地震津波対策の取組についてであります。

現状と施策の方向性としまして、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、水産物の流通や生産に重要な拠点漁港の地震・津波対策が必要であり、また漁港海岸の背後地に住家や事業所等が集中し甚大な被害が予想されることから漁港施設等の強靭化を図ることとしており、重点的に展開する施策として、拠点漁港及び漁港海岸の地震・津波対策を進めております。

(1) の漁港における取組状況です。

県北、県央、県南部における輸送・復興支援拠点として、防災拠点漁港である北浦、川南、都井漁港において耐震強化岸壁の整備が完了しております。

また、日南市の大堂津漁港ほか、その他拠点となる漁港において防波堤や岸壁の強化による地震・津波対策を実施しており、本年度までに右の箇所図の青色の丸印で示しております4漁港で完成しており、赤色の丸印で示しております7漁港で引き続き整備を行うこととしております。

4ページを御覧ください。

防波堤の取組事例でございます。

※12ページに訂正発言あり

漁港内への津波の浸入を軽減するため、防波堤の新設やかさ上げなどを実施しております。

また、左側の上の図のように、津波が防波堤を越えた場合でも、港内側の基礎部分の強化等により、すぐに倒れてしまわずに粘り強く機能を発揮し続ける対策を実施しています。

右の写真は、令和4年度に完成した川南漁港の防波堤です。

②の岸壁の取組事例です。

地震による岸壁の沈下や倒壊を防ぎ、被災後に速やかに漁業活動が再開できるように、背後地の地盤の改良などの耐震性能の強化を行います。

右側の写真は、令和6年度に完成した日南市の大堂津漁港の岸壁です。

5ページを御覧ください。

(2) 漁港海岸における取組状況です。

L1津波から漁業就労者や住民などを守るために、防潮堤の整備などによる地震・津波対策を延岡市の土々呂漁港海岸で行っています。

①防潮堤における取組事例です。

左上の図のように、L1津波に対して背後の人家等が保全されるように防潮堤を整備しています。また、L1津波を超える津波に対しても、浸水域の減少、浸水深の軽減、浸水開始時間の遅延などの被害低減効果が期待できます。

左の下の写真は、土々呂漁港東浜地区に新設した防潮堤です。

平常時は通路として利用するため、防潮堤の一部分が低くなっていますが、津波が来た場合は扉が浮力で起き上がり、津波の浸入を防ぐ構造となっております。

6ページを御覧ください。

②速やかな避難誘導の取組事例です。

昨年8月に発生した地震を受け、青島漁港海岸では海外や他県からの観光客が多いことから、津波発生時に速やかに避難できるよう、下の写真にありますように、歩道上に避難誘導サインを5か所設置しました。

今後とも、国や市、町、関係団体等と連携し、ハード・ソフト一体となった整備に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○山内農村整備課長 農村整備課です。

7ページをお開きください。

ため池における地震対策の取組になります。

まず、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における現状と施策の方向性ですが、近年激甚化する集中豪雨等による被害が多発するとともに、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなど自然災害のリスクが高まっており、持続的な農業生産に向け、災害に備えた防災・減災対策に取り組むこととしております。

重点的に展開する施策としましては、防災重点農業用ため池の補強対策工事を計画的に進めるとともに、現地パトロール等の管理保全体制を強化することとしております。

次に、(1) 農業用ため池の取組状況です。

令和2年に制定された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、県内にある農業用ため池650か所のうち、419か所を防災重点農業用ため池に指定しまして防災工事等を進めているところです。

右側の図は、防災重点農業用ため池の管内分布になります。

防災工事の整備状況としましては、令和6年度までに木城町の岩渕大池ほか20か所を整備済みであり、現在、国富町の糸木池ほか22か所を整備中であります。

このほか、ソフト対策としまして、全ての防災重点農業用ため池でハザードマップを作成しており、市町のホームページで公表済みとなっています。

8ページをお開きください。

(2) 堤体の補強対策の取組事例になります。

ため池は築造年代が古く、長年の利用により劣化し、浸食やひび割れ、漏水などが生じていることから、地震時の決壊を防ぐため、①老朽化対策としまして、盛土による堤体の復元や堤体のり面の保護を進めております。

また、②耐震化対策として、堤体安定化のための押さえ盛土や液状化対策の地盤改良などを進めているところです。

右上の写真は、延岡市の川島第一ため池における耐震化の状況になります。

次に、(3)ため池の管理等の取組事例になります。

決壊した場合の迅速かつ安全な避難に備えるため、全ての防災重点農業用ため池でハザードマップを作成しております、市町ホームページで公表しているところです。

中央の写真は、ため池の適正な管理に必要な技術取得に関する講習会の開催状況で、昨年度は、能登半島地震で200か所以上のため池の被災があったことを受け、ため池の水を無動力で強制排水する方法として利用された簡易式放流装置を実演したところです。

右の写真は、ため池管理者の適正な管理への支援活動を展開するため、本年度、宮崎県土地改良事業団体連合会にため池サポートセンターを設置しまして、定期的なため池監視のほか、非常時の緊急点検や応急措置などにより保全管理体制を強化することとしております。

農村整備課は以上です。

○福田委員長 ありがとうございました。

続きまして、環境森林部からの説明をお願いいたします。

○長友循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

資料を環境森林部の特別委員会資料に替えていただきまして、3ページを御覧ください。

本県における災害廃棄物処理対策について御説明します。

初めに、1、災害廃棄物処理対策の位置づけと災害廃棄物の処理主体についてあります。

平成23年に発生した東日本大震災の教訓を基に、国は平成26年に災害廃棄物対策指針を策定し、都道府県及び市町村はそれぞれの地域特性や役割に応じた災害廃棄物処理計画を作成することとされました。

これを踏まえた県の計画には、緑色の枠の下に記載しております市町村に対する技術的な支援内容や災害廃棄物の処理の委託を県で受ける場合の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等を示すこととされており、本県では平成28年策定の宮崎県災害廃棄物処理計画にこれらを示し、以後、改定を加えてきているところです。

一方、市町村の廃棄物処理計画には、災害廃棄物の一義的な処理責任者として、仮置場の設置及び運用方針、生活ごみ・避難所ごみ・し尿等の処理体制、周辺自治体との連携・協力事項等の記載が求められており、平成29年までに県内全市町村が策定済みであります。

また、一番下の災害廃棄物処理実行計画は、災害発生後、市町村が災害ごとに廃棄物の発生量、処理期間、処理方法等を定めるものであります。

4ページを御覧ください。

災害廃棄物の処理主体についてであります。

災害廃棄物は一般廃棄物でありまして、その処理責任は被災した市町村にありますが、災害廃棄物の発生量やその処理能力の有無等によって民間事業者や支援市町村からの協力などが必要な場合には、下の図にありますように、災害廃棄物の発生量の段階に応じて、県や国の対応も含めて重層的な対応が取り得る制度となっております。

5ページを御覧ください。

2、南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物処理についてであります。

まず、(1) 災害廃棄物の発生量ですが、①の令和3年3月改定の宮崎県災害廃棄物処理計画においては、黄色の左側の枠内に記載の津波浸水面積約1万4,000ヘクタール、建物の全壊等約8万棟などの被害想定を基に、右側の枠内に記載のとおり、災害廃棄物が約1,170万トン、津波堆積物が約330万トン発生し、その処理に必要な仮置場の面積は約250ヘクタールと推計しているところです。

この推計値につきましては、下の②被害想定の見直しにありますように、今年行われました国における南海トラフ巨大地震の見直し等の対応等と併せて、次年度に行う予定の県災害廃棄物処理計画の全面改定の中で見直すこととしております。

6ページを御覧ください。

(2) 被災時に想定される県の役割についてであります。

まず、①災害廃棄物処理実行計画の策定です。

災害廃棄物処理実行計画は、災害廃棄物の処理主体である市町村が被災後に発生量等を調査・検討した上で作成するものでありますが、南海トラフ巨大地震等の大規模災害においては、

被災市町村全体の災害廃棄物の発生量の推計とその処理に関する基本方針を県の処理実行計画として県内外に示すことが必要になると考えております。

熊本地震や能登半島地震の際にも、熊本県、石川県においてそれぞれ作成されているところであります。

次に、②二次仮置場の運営です。

被災市町村が設置する仮置場が大量の廃棄物により逼迫するような場合には、これらとは別に、分別、中間処理を行う仮設の施設、いわゆる二次仮置場が必要となります。

二次仮置場とは、下の図の赤色の破線で囲んだ部分でありますと、一次仮置場と右端の処理・処分先の間に設けられるものであり、南海トラフ巨大地震等の大規模災害においては、被災市町村等からの要請によって県にもその設置・運営主体としての役割が求められると想定しております。

7ページを御覧ください。

被災時に想定される県の役割の3つ目としては、③の災害廃棄物処理全体の進捗管理、国や他県との支援調整があります。

大規模災害では、災害廃棄物の発生量が莫大となることや廃棄物処理施設の被災も考えられることから、国や他県に対しての支援要請や調整も多くなると考えます。

8ページを御覧ください。

この図は、災害廃棄物処理の流れのイメージを示したものであります。

左側から右側に向け、被災現場、一次仮置場、二次仮置場、処理・処分先という流れが一般的ですが、大規模災害では、図の右上、枠外に記載しておりますように、県内で処理が困難な場合は、この図のそれぞれの段階で、県外への搬

出、県外での処理も調整することとなります。

また、この図のそれぞれの段階で人材や資機材等の不足が生じた場合には、必要に応じて県外から人材・資機材等の支援を受けることになります。

9ページを御覧ください。

続きまして、3、本県の平時からの備えとして、県の取組について御説明します。

まず、(1)の県内の体制強化であります。

県では、この図の縦軸、職員の対応力強化と横軸、連携体制の強化を両軸に災害廃棄物処理体制の拡充に努めているところであります、まず縦軸の職員の対応力強化としましては、他県の被災自治体職員等を講師とする講習会や図上演習の開催、仮置場の選定支援を行うとともに、市町村の廃棄物処理計画の改定支援等を行っているところであります。

また、横軸の連携体制の強化に向けましては、県、市町村、関係団体等を構成メンバーとしたネットワーク会議を開催し、県全体の連携強化を図るとともに、関係団体と支援協定を締結するなど連携の強化、顔の見える関係の構築を促しているところであります。

また、こうした対策を一体的に進めていく上で関係機関間の調整役が必要と考えられることから、真ん中に記載しております災害廃棄物支援コーディネーターを県産業資源循環協会内に配置しているところであります。

10ページを御覧ください。

最後に、(2)県域を越えた広域連携体制について御説明いたします。

南海トラフ巨大地震のような単独の県では対応できない大災害が発生した場合を想定し、国は全国8か所の地方環境事務所に県域を越えた広域連携体制の構築を図っております。

九州ブロックにおきましては、図の中ほどにあります九州地方環境事務所が中心となる連携体制が構築されており、被災した県を九州全体で支援するための調整役として幹事支援県があらかじめ決められております。

本県は熊本県とペアに設定されており、本県が被災した場合には、熊本県が幹事県として各県からの支援についての調整等を行うこととなります。これを踏まえまして、今年7月、南海トラフ巨大地震を想定した熊本県との情報交換にも着手したところであります、今後も円滑な調整ができるよう連携を図ってまいります。

循環社会推進課からの説明は以上であります。

○福田委員長 ありがとうございました。

それぞれの部局からの説明は以上で終わります。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○松田建築住宅課長 建築住宅課でございます。

先ほどの建築物に関する地震津波対策の取組について、大地震時に倒壊する可能性の高い木造住宅について、昭和60年5月以前と説明をしております。正しくは、資料のとおり、昭和56年5月以前の木造住宅でございます。

以上、訂正いたします。

○福田委員長 12ページですね。

○松田建築住宅課長 そうです。

○福田委員長 それでは、議員のほうから、意見、質疑等がありましたら挙手をお願いします。

○下沖委員 説明ありがとうございます。

県土整備部の5ページなんですけれども、高速道路は結構高い位置にあると思うんですが、災害時の高速道路のゲートの開放を含めた高速道路への避難については、NEXCOなどと想定されているのか。道路が渋滞したりするので、高速道路に逃げたほうがいいのかなという部分

もあると思うんですけども。

○山浦高速道対策局長 委員が言われるには、避難場所に高速道路をということでしょうか。

○下沖委員 はい。

○山浦高速道対策局長 そこについては、具体的にどうこうという協議はしておりません。

ただ、高速道路も基本的に地震が発生した際には、震度によって交通規制をすることになりますので、一概に高速道路を全てというのではなくなかなか難しいのかなと思っています。

○下沖委員 浸水予定地域を見ると、高速道路のインターチェンジの近くもあったので、高速道路に逃げたほうがいいのかなということと、そういうときに高速道路のゲートが閉まっているとどうなのかなと。そこは、今後想定した中で避難先として、高速道路というのもあるのかなと思います。

あと一つ葉有料道路ですが、想定では部分的に津波が乗り越えるものなのか。浸水想定区域を見ると、一つ葉有料道路を越えて少し浸水しているように見えるんですけども。

○椎葉道路建設課長 一つ葉有料道路は浸水想定区域内に入っています。

○下沖委員 了解しました。

次が、県土整備部の12ページ。木造住宅耐震化の支援制度なんですが、利用率は今どのくらいですか。県全体でいいですけども。

○松田建築住宅課長 利用率という数字の出し方はなかなかできない状況でございまして、国の交付金ですか市町村の耐震化に対する予算に応じて各県民、市町村民が応募します。現状で言うと、予算よりちょっと要望が多い状況ですので、今後、国の予算ですか補正予算ですか、県、市町村も含めて、連携してその要望に合った予算を確保できるように検討している

ところでございます。

○下沖委員 自分が市議会に行ったとき、利用率が低い市町村もあったので、市町村によってまちまちなのかなと思う部分と、家全体の耐震化となると大変だと思うんですけども、市町村でやっているような、寝室を含めたところを強化するために、低コストで耐震化をするっていうシェルター方式は、今後この予算の中で考えられないものなのか。一番は寝室、寝ているときに崩れるのが一番怖いのと、逃げる部屋をどう想定するか。

○松田建築住宅課長 シェルター方式につきましては、これまでいろいろ検討させていただいたところですけども、耐震化率に結びつかないというところがまず1つございます。ですので、各行政庁、都道府県等は、シェルター方式を補助対象にしているところというのは非常に少のうございます。

また、シェルターの改修工事も通常の木造住宅で耐震改修する場合とそれほど金額が変わらないということも調査をしておりまして、補助対象としてシェルターハウスを採用とすることは今のところ考えていないところではございます。

○下沖委員 いろいろ調べると、結構、今いいのが出てきています。家全体の耐震化よりも部分的な耐震化も対象にしていただけすると今後使いやすいのかなと思うので、よろしくお願ひします。

あと1つ、担当課が分からんんですけども、仮設住宅の予定地って想定されているものなんですか。

○松田建築住宅課長 災害時の仮設住宅につきましては、各市町村に候補地を一応挙げていただきまして、それをリスト化はしております。

ただ、地域によっては、いろんな災害の危険のあるところも今のところ含まれているところもございますので、今後そういうところを精査しながら、安全な仮設住宅の建設地をリスト化して、そして有事のときには各市町村の状況、優先度を決めて建設していく予定でございます。

○下沖委員 県としては、県の土地とかを含めて想定はされていますか。市町村任せなんですか。

○松田建築住宅課長 市町村を中心として候補地は一覧となっております。県の土地についても、いろいろ調査等はしているところですけれども、今のところ市町村の土地が中心というところでございます。

○下沖委員 市町村だけじゃなくて、県としても今後想定をしていただきたいなと思います。

○日高委員 説明ありがとうございます。高速道路で聞きたいんですけども、先ほど高速道路が全て避難できるものではなく——通行止めになるおそれであったり、大雨が降っていると通行止め、特に片側一車線とかいう状況になるということだと思います。高規格道路の整備の説明中でダブルネットワークとしての代替機能を発揮とあっても、日南の国道220号と東九州自動車道が通行止めになつたらネットワークは崩れてしまうんじゃないですかね。

○山浦高速道対策局長 今おっしゃられたのは、この2つの路線が通行止めになるということだと思いますが、この図にはないんですけども、宮崎市から日南市の県道がもう1路線あります、日南方面にはもう1路線県道が整備されております。今回は東九州自動車道ができて新たなネットワークができたというところで、ダブルネットワークということでやっております。

○日高委員 いろんな災害があるので、ダブル

ネットワークはいいんです。ただ、今回南海トラフ対策特別委員会ですから、やはり緊急輸送的な道路にもなる、避難道路にもなるという前提の中で、もう一つ県道があるといつても、この2本がダメになった時でもその県道は大丈夫と言い切れるかと。県道ですから、逆に危ない感じも見受けるんですけども。だから、そのように考えると、この清武JCTから日南東郷ICを絶対大丈夫だというネットワーク、東九州自動車道をしっかりと確立していく必要がありますよね。何かあってもこの道路は大丈夫だというのがないと、災害が起きた場合の体制は整わないと思うんですけども、その辺どう思いますか。

○山浦高速道対策局長 議員おっしゃるとおり、基本的に高速道路を4車線化し、そういう機能を向上させるということで、この区間は2車線ではございますけれども、県内、特にこの清武などの北側につきましては、早期の要望もしていっているところでございます。やはり高速道路の4車線化が重要なと考ております。

○日高委員 4車線化は当然重要なんですけども、現実的に今の段階でこの道路がすぐに4車線化という話にはならないと思う。

だから、高規格道路の災害時のネットワークは、県土整備部として提案した以上、してもらわないといけないのかなという気はしております。部長なんかその辺についてなんかあるんですか。

○桑畠県土整備部長 まず高速道路の整備ですけれども、防護水準は通常の道路より高い水準で作られているというのあります。それとは別に、宮崎～日南間におきましては東九州道以外の国道220号につきましても、日南防災という形でさらに強靭性を持たせる工事を直轄事業で

進めていますので、この2本の道路をより強靭化させていくことでダブルネットワークをより有効に機能させていく必要があるのかなというふうに考えています。

○日高委員 基本的にそういうことですよね。それは県土整備部としてやってもらう。

ちょっと気になったのは、一つ葉有料道路は浸水想定地域という話が山浦局長からあったけれども、緊急輸送道路にもなっているんじゃないかなと思うんですが、その辺の整合性はどうつければいいのかな。

○椎葉道路建設課長 委員御指摘のとおり、緊急輸送道路にもなっています。一つ葉有料道路につきましては、特に北区間のほうが浸かるというような想定になっております。

南海トラフ対策としては橋梁の耐震化を進めてまいりました。それから、浸水対策としましては、避難誘導という観点で、北線、南線とともに避難の情報板を設置しております。それから、回転場も新たに設置したところであります。浸からないという対策はやっておりませんけれども、そういう利用者の安全確保の観点で対策を進めたところでございます。

○日高委員 一つ葉有料道路は、約5年前に有料化するのか、それとも無償化をやるのか議会でも話がありまして、維持をしていくためには有料化して耐震補強すると。老朽化していくと安全対策は失われるから、有料化をしっかり継続していくかないと道路は守れないということで、有料化という形になっています。議会付帯決議案も出ていますけれども、時代が変わっていきますので、今後、いろんな想定を考えていかなくちゃいけないなと思っておるところでございます。

そういう中で、やはり津波が来たときに、

道路が波で流されたり、崩れる可能性がある。壊れるけれども大丈夫ですか、これ通れるんですかって言うと、2、3日で復旧しますというのが、あのときの県土整備部の意見だったんです。2、3日で自衛隊が来ますから復旧できますよって言われて、本当にできるのかなと思ったけれども、いや絶対にできますと。あのときおったのは、今河川課長ぐらいかな。本当にできるのかなと思ったりするけれども、実際にL2の津波が来たときは、緊急輸送道路として一つ葉有料道路って使えないんじゃないかなと思う。

○椎葉道路建設課長 南海トラフで想定されるような大きな津波が来ると、すぐには使えないかなと思っております。九州道路啓開計画というのを国の方で作っていただいておりまして、沿岸部、例えば国道10号だとか、今言われた一つ葉有料道路だとか国道220号とかこういったところも全て緊急輸送道路になっておりますけれども、被災地内にあるというところであります。九州道路啓開計画では72時間以内に被災地内のルートを全て道路啓開を行うというような計画を作っております。

○日高委員 72時間以内にということなので、当時の方が言っていた3日ぐらいということですね。一つ葉有料道路は海岸線もありますから、津波対策は急がないといけない部分も出てくるんじゃないですかね。例えば一つ葉有料道路をかさ上げすることもひとつあるだろうと思う。どれぐらいお金がかかるか分からないですけれども、いろんなやり方があるので、いろいろと考えてやっていかないと、このままの状態ではやっぱりダメだし、ちゃんと考えてもらいたいなと。今日は問題提起だけにしておきます。

もう一つ、道路保全になるのか分からぬ

すけれども、道路ネットワークの中の急傾斜地域は実際に地震が来たら、のり面が崩壊する可能性がありますよね。道路とのり面とは一体ですから。それが全然説明がなかったのがちょっと不自然なんです。

○大部園道路保全課長 のり面につきましては、緊急輸送道路の要対策箇所としまして、県内で1,006か所ございます。そのうち、647か所、約64%が対策済みであります。引き続き、早めの対策ができるように努めていきたいと思っております。

○日高委員 これ田舎に行けば行くほど非常に危ないですよ。今回、環境森林部、農政水産部も来られてますけども、かなりのり面はあるんじゃないですかね。先ほど1,006のうち647って言われたけれども、まだ相当あるんじゃないですか。1,006か所は、県土整備部が所管しているところだけでしょう。今日、地震対策でのり面は本当は出てこないといけないわけですよ。どこ見ても出てきてないし、公共三部とも正直大丈夫かなというのを指摘したいと思っています。

最後に河川。何箇所もいろんな整備を実施予定ですかやっているけれども、これは具体的にいつまでにどれぐらいをやるっていう計画はあるんですか。

○中武河川課長 この対策につきましては、まだ正確にいつまでというのはございません。実は堤防の耐震化とか、今後設計をしていくとかなり事業費も増えていくことが見込まれております。ただ、冒頭ありました強靭化予算に、今度は南海トラフの対策ですか河川施設の対応とかが入ってきていますので、しっかりとその辺の予算をいただきながら推進していきたいと考えているところです。

○日高委員 今の発言によると、令和12年まで

にやるっていうことですかね。しっかりと令和12年までにどれぐらいやるのか、県の計画ぐらいは示してください。今、内水対策だとか、はつきり言って災害や台風やら起こると、道路よりも河川です。河川で災害が圧倒的に多い。先ほど国土強靭化の中期が令和12年までだから、年次計画をしっかりと立てて実施をしていってください。

○中武河川課長 令和12年までに全部は終わらないと思いますけれども、しっかりと計画を立てやっていきたいと思っております。

○日高委員 全部終わらせるぐらいの気持ちでやってください。

○山口委員 環境森林部の6ページについてお伺いします。災害廃棄物の処理実行計画について、私は宮崎市議会議員のときに取り上げたことがあるんですが、仮置場の一次、特に二次に、非常に広大な敷地が必要で、選定がかなり難しいと思うんです。各自治体のこの実行計画は、その自治体の土地で探そうというのが大前提になっていて、特に私有地とかそういうところになってはいるんですけれども。近隣の自治体にこの仮置場を作るっていうことを、計画そのもの、例えば宮崎市の計画において近隣の別の自治体のところに仮置場を作りますっていう計画は作成可能なんですか。県の計画を見ると、県に委託する時は事務委託がいりますよとかいろいろ出てきているものですから、そういう課題をクリアしないと計画にそれを載せられないとかいうのがあるんだったら教えていただきたいたいです。

○長友循環社会推進課長 県に委託をする場合には、委員おっしゃいましたように事務委託になるんですけれども、それぞれの市町村が仮置場の候補地を確保しておりますので、宮崎市の

隣の市町村が確保している部分を使おうという場合には、それぞれ協議することになると思います。それぞれの計画の中に近隣市町村の仮置場を使うということは今のところ想定されておりませんので、今後いろんな場合を想定した図上演習とかをやっていきますので、その中でひとつ検討できないかということも考えていきたいと思っております。

○山口委員 ぜひそこをお願いしたいなと思っています。各市町村だけで処理したいなというふうに考えると思うので、そこを越えられるのは県の指導であったり、アドバイスがあつてこそだと思います。ぜひ市町村間を越えた計画の策定というか、内容というところを図上演習等を通じてやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○工藤委員 県土整備部の11ページの4、早期復旧のための体制整備（下水道）で、国の下水道BCP対策マニュアルは平成21年11月に公表、県・市町村としては平成27年3月までに下水道施設を有する全ての市町村で策定とか書いていますけれども、これは耐震化というより復旧をする体制が整っているということでおろしいんですか。

○村岡都市計画課長 こちらのマニュアルですけれども、被災した際の復旧に関するBCPのマニュアルということになります。

○工藤委員 マニュアルってどういうことですか。どういうふうに下水道を復旧していくというところを決めているマニュアルということでおろしいですか。期日まで決めてとかということですか。

○村岡都市計画課長 被災した際の、例えばどこが復旧した際にはどことどこの管をつないで応急処置をするとか、そういうあくまでも被災

した後の早期の復旧に向けてのマニュアルということになります。

○工藤委員 承知しました。今後耐震化も進んでくると思いますし、事前復興っていう観点もまた必要だと思いますので、進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○山口委員 県の災害廃棄物の処理実行計画について、来年度に実行計画を改定していくという話があつたじゃないですか。その中に、各市町村における連携とか市町村の枠を超えた処理、仮置場の選定であるとか、そういう方針を盛り込んでいくような検討というのはできるんでしょうか。検討だけで結構なんですけれども。

○長友循環社会推進課長 環境森林部の資料の9ページを御覧いただきたいんですけども、資料の右下にネットワーク会議の開催というものがありまして、市町村間の連携強化の取組はこの会議を通じて顔の見える関係を行っているところであります。日頃から委員おっしゃるような市町村間の連携の取組をやっております。それを県の計画に書くかどうかということに関しては、こういう取組をやりますよということは書けるんですけども、仮置場については連携をするとか具体的なものについては連携強化の1つのメニューでありますので、そこについては今後検討していきたいと思います。

○山口委員 イメージとしては、例えば実行計画に盛り込む主な内容というのは6ページに記載されていて、廃棄物の量であつたり、主体、目標、処理方法などというところが書いてあるので、ここのあるあたりに、実行主体を市町村単独にとどまらないというニュアンスのものを入れ込むというか、自治体間連携も含めての処理方法も検討するといったところを記載していただくイメージを私としては持っているんですけど

ども。絶対に連携しろというわけではないんですが、そういう可能性もしっかりと計画の中に盛り込むことは可能ですよという方針を県側からも出してほしいなと思っています。

○長友循環社会推進課長 6ページに書いてあります実行計画に関しましては、被災後に被災の状況を見て、県で大規模災害のときに作るものでありますので、このような被災後に作るものに関しては、県が先頭に立ってそういうふた調整も行った上で市町村間の仮置場の連携も定めていきたいと思っております。

もう一つが、資料の3ページに戻りまして、来年度改定する予定のものはこの3ページの真ん中の緑色の上にあります宮崎県の災害廃棄物処理計画で事前に定めるものでございます。これにつきましては、先ほど申しました連携の強化ももちろん加えていくんですけども、今委員御指摘のあった点も踏まえまして、盛り込めないかどうか考えていきたいと思っております。

○日高委員 県土整備部の12ページ、新・宮崎県地震減災計画において、住宅耐震化率を80%から90%に高めることで、人的被害が1万5,000人から2,700人に軽減できる。これ、本当なんですか。

○松田建築住宅課長 この人的被害の軽減につきましては、まず建物の耐震化率を上げることと、あと早期避難を実現させることでこの数字が可能となっております。その早期避難につきましては危機管理局のほうでアンケート等をとって、今の現状だったり今後の目標だったりというのを計画していると聞いております。

○日高委員 これ、耐震化率というよりも早期避難率の数字だというような気がしているんです。だから、結局、新・宮崎県地震減災計画についても、初めに死者数2,700人という答えを出

しているみたいなところがあって、このぐらいの危機管理でいいのかなという気はしているんです。

だから、早期避難の意識調査が全てじゃないっていう意見は、やっぱり技術屋のほうでも意見は持っていないかないと。国土強靭化の計画の所管部はどこですか。この中に所管部がいないから話にならんわけです。

意識調査で、早く揺れたら逃げる意識が高まつたら死者数が減るとか、そんな国が書いてきたものをそのまま写すことじゃあいかんわけです。桑畠部長が来てるわけですから、やっぱり危機管理統括監にしっかりとその辺は指導を入れてほしいなと思います。

○桑畠県土整備部長 今回、地震津波対策ということで、3部局の取組を御報告させていただきました。今の日高委員の御指摘もありましたように、ソフトとハードを組み合わせて地震津波対策、やっていかなければならぬと思っております。

先ほど御指摘ありました危機管理局のほうともしっかりとスクラムを組んで、県庁全体として地震津波対策には取り組んでいきたいと思います。また御指導お願いします。

○日高委員 事務屋がうんぬんじゃなくて、技術屋もやっぱりその辺の意見をしっかりと。防災減災は、やっぱりハード面が重要なんです。当然、意識も重要なんですけれどね。そこら辺でやっぱりそう言うことが必要だっていうことを私は言っているわけですから、よろしくお願ひしたいと言っておきます。

もう1つ、発言で気になったことがあって、高速道対策局長がこの東九州自動車道と国道220号以外にもう1つ県道があるんだっていうのは、私勝手に、県道だからもうダメなんだろう、崩

れるんだろうって言ったけれども、実際のところどうなんですか。例えば、これを県道としてしっかり改良していくと、トリプルネットワークみたいな感じでできれば、それはそれでいいわけだから。その辺の高速道対策局長がもう1つあるんだっていうところは、これに何か書いているところなんですか。何道路とか、どういう状況ですか。

○山浦高速道対策局長 県道なんですけれども、この絵ではちょっと読み取れませんが、2車線での改良が終わっている田野から日南のほうに向かう県道ということでございます。

○日高委員 あの山道。

○山浦高速道対策局長 はい。山道というか、田野から縦断が結構厳しい道路です。

○日高委員 考え方によっては、やっぱり県はそういう道路の危険箇所、さっき言ったのり面とかの危険箇所をどこかがピシャッとやって、それを日南と都城の道路をつなげるもう一つの重要な道路と位置づけてもらわないと。この東九州の4車線化が大丈夫だって言えないですよ。そこでしっかりと裏づける必要はあるんじゃないですか。

○山浦高速道対策局長 委員おっしゃるとおり、ダブルネットワークよりも、基本的にネットワークといった道路は複数路線、あるいはしっかりとした道路が必要ということはすごく感じております。

○日高委員 それで、どうするの。感じているだけじゃあね。しっかりとやっていくか、やつていかんかということ。

○山浦高速道対策局長 基本的には東九州道も、先ほど部長のほうからもおっしゃられましたけれども、国道220号の防災であるとか、しっかりとその辺の整備というのは前に進めていく必要

はあると考えております。

○中野委員 災害廃棄物の処理についてです。東日本大震災のとき、国からの要請で県外処理の受け入れの対応をしましたが、あのときにも証明されたとおり、今のこの計画では、なかなか県の対応がうまくいかない。市町村といろん連携をとって協力してやることですけれども、難しいんじゃないかなと。もっとカチッとしたものを作っていくないと、対応が非常にまずくなるんじゃないかなと思うんです。災害廃棄物は一般廃棄物ですから、県は関与しないわけでしょう。ましてや産業廃棄物も県は関与しませんから。そのあたりのことを含めて、このぐらいの対応では処理の主体性を県が担うことは難しいと思うんです。国の法律が、いろいろ改正をされて、県がこの処理計画を作つて、また改定をしておりますけれども、なんか生ぬるいなと。実際発生したときの対応は戸惑うんじゃないかなと思っております。僅かな県外の廃棄物の受入れも結果的に県はしませんでしたからそう思っております。南海トラフに関連する都道府県で、もっと具体的な画期的な取組や宮崎県以上の対応をしている県もあるんですか。似たようなものなんですか。

○長友循環社会推進課長 3ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、災害廃棄物に關しましては、環境省がここに示しております対策指針をもとにそれぞれ県の計画、市町村の計画を作りまして対応することとなっておりますので、おおむねどこの都道府県も同じような体制をとっているということでございます。

その後の処理実行計画をしっかりと作らなきやいけないということで、委員の御指摘も、この部分まである程度想定して作つておくということが大事だと思うんですけれども、これにつき

ましては、いろんな災害が千差万別に起こるということで、それを想定した予算とかその辺も含めての想定が難しいところでありますので、それらをすぐに対応できるようにということで連携強化のネットワーク会議とかいろんなパターンを想定した図上演習をやったりとか、熊本県との日頃の連携の強化の打ち合わせをやったりとか、計画に上がらない補足をいろいろした取組をやっていきたいと考えております。

○中野委員 この南海トラフは全国的に被害が出るわけですから、宮崎の場合は熊本とうんぬんと言われましたが、熊本だってかなりの被害が出ると思うんです。そういうときに一般廃棄物対応ですることであれば、やっぱり宮崎県は宮崎県内でどうにかすることですから。そのために県内の今の処理施設の充実を図るとか、そのときの対応をどうするかというのは宮崎県がイニシアティブをとって、対応する。そのときには、一般廃棄物は市町村だからという、今までの概念ではなかなか対応が難しい。市町村で処理場がないところもたくさんあるわけですから。広域的に市町村もやらざるを得ない。県もその中に入って、できるだけ市町村の立場になって、災害廃棄物を他県に負けないように完全に処理するということを今のうちに取り組んでおかないと。市町村でそういうときの対応をしないといけない施設が、もうやりかえないといけないとかいうところに対しては、予算的なことも含めて、県も今のうちから対応していただきたいと思っております。

○長友循環社会推進課長 今、委員おっしゃいましたように、市町村の取組を支援することは県としても大変重要と考えておりますので、今、取組を充実させるとともに、民間団体との連携の橋渡し等もやっておりますので、それらを含

めて、来年に策定予定の県の災害廃棄物処理計画の中身の充実に努めてまいりたいと考えております。

○中野委員 もう一つ確認です。民間は産業廃棄物を中心しているわけですが、災害廃棄物は一般廃棄物と言われていました。産業的なところで発生した災害廃棄物も一般廃棄物になるんですか。

○長友循環社会推進課長 委員おっしゃいますとおり、災害廃棄物は一般廃棄物と考えられておるんですけれども、事業活動をやっている箇所が被災した場合、災害由来の産業廃棄物になるんですが、こちらについては基本的に事業者側のほうで処理をやっていただくという考え方となっております。ただし、その事業施設等で発生した災害廃棄物が一般住民の住宅地に入っているとか、それらが腐敗とかにおいがするとか生活環境の保全に支障が出るようなものについては、市町村のほうで災害廃棄物として対応する事例もありますので、そこら辺のところを市町村と一緒に今共有を図っているところでございます。

○日高委員 南海トラフ地震で宮崎県の想定被害はほかの県と比べると突出して高いと思うんです。特に被害があったときの災害廃棄物の量が1,170万トンというのは、突出して多い量だと思うんです。

先ほど課長の説明では、熊本県と宮崎県は1つのペアでやっていくということですが、実際に起きた場合には、本当に熊本県とだけで間に合うんですか。

○長友循環社会推進課長 環境森林部の資料の10ページを御覧いただきたいんですけども、この図の、例えば南海トラフで被災した本県が、左下の被災県となりますと、この被災県との間

を調整する支援県の幹事が熊本県ということになります。この熊本県のみが本県を支援するのではなくて、九州全体で本県を支援するという枠組みができておりまして、本県との調整を行う幹事県が熊本県と。逆に、熊本県が被災をした場合には本県が間に入って調整をすると。九州全体で調整をするという枠組みとなっております。

○日高委員 それなら話も分かるんですけれども。宮崎県の災害廃棄物の処理計画とかを見ると、今、県外との行き来はほとんどない状況であって、今後こういったことが起こる可能性があれば、常に他県ともキャッチボールはすべきだと思うんです。キャッチボールしておいて、こういうことがあったときにはやっていこうと。今、中野委員が言ったように、一般廃棄物も産業廃棄物になったりとか、もうわけ分からんようになるわけです。そういうといったときには、本県も他県と持ちつ持たれつの関係を早いうちに、例えば九州管内でキャッチボール体制をしっかり道筋をつけておく必要があると思うんです。その辺については平時からの備えという意味で必要だと思うんですけれども、どう考えますか。

○長友循環社会推進課長 委員おっしゃるとおり、平時からの各県との連携は非常に大事でありまして、先ほど資料で説明しましたこの協議会とは別に、九州各県と山口県で協定を結びまして、年に1回の災害廃棄物関係の協議等をやっております。平時の取組としまして、どういった情報共有があるのかとか、そういうことを話し合ったりとか、いざ有事には職員の派遣とか被災情報をどのように把握するのかとか、どういった支援が必要かとかいう意見交換等をやっておるところでございますので、この取組を一層充実させていきたいと思っているところ

でございます。

○川添委員 県土整備部の10ページです。津波避難タワーが現在23か所できていて、北浦町のほうで4か所実施中ということなんですねけれども、今後また新たな避難タワー建設の申請、相談が来ているのか。避難困難地域がまだ残っていて、避難タワーを作る必要があるのか。

2つ目が、それぞれ市町村はどれぐらいの補助率で建設ができるのか。市町村が進めているとは思いますけれども、都市計画課のほうでそこら辺、いろいろと情報があれば教えていただきたいと思います。

○村岡都市計画課長 資料の10ページの上のはうでお示ししております7市町の23か所でありますけれども、こちらにつきましてはあくまで都市局の予算を使って整備した避難高台ということになります。この中で、当然まだこの23か所以外に、例えば運動公園内の避難高台等であれば公園管理者が整備するとかいうのがありますので、県内にはそのほかたくさんあると思っております。

それと、新たな整備に関して、延岡のほうで4か所実施中というふうに記載しておりますけれども、こちらはもともと3か所整備がなされておったんですが、延岡市のほうで人が避難する際の速度を見直した結果、今の箇所数では足りないということで新たに4か所追加するということになったものでございます。こちらにつきましても、都市局のほうに予算要求をして事業が認められておりますので、このように事業採択していくことは可能だというふうに思っております。おおむね市町村補助の負担金として2分の1という形になっております。

○脇谷委員 農村整備課7ページ、令和2年に制定された防災重点農業用ため池に係る防災工

事等の推進に関する特別措置法に基づいて、650か所のうち419か所を防災重点農業用ため池に指定したということで、宮崎市が入っています中南部管内は214か所が防災工事等を実施ということになるんだろうと思いますが、これは一体、農業用ため池に指定したのは、どこが指定して、誰が防災工事をするんでしょうか。

○山内農村整備課長 防災重点ため池につきましては、県のほうで指定しておりますと、宮崎市内には276か所のため池がある中で、防災重点ため池に指定しておりますのが197か所という状況になります。こちらは人命、公共施設等への影響のあるため池が決壊して浸水した場合に被害が出るところを重点ため池と指定しておりますので、特に重要度のある施設から順次整備を進めているというところでございます。

○脇谷委員 宮崎市内が入っています中央管内に関しては197か所を重点ため池に指定して、県がやっているということでいいんですよね。

実は、最近、宮崎市だけじゃないと思うんですけども、農業用の担い手不足、森林に関しての様々な人手不足ということもあって、ため池を自治会が民間に売却して、民間が近くの森林も購入して、森林を伐採して太陽光のパネルを設置し、そのために豪雨になったらため池があふれて、森林が防波堤にならない。つまりパネルを設置しているので盛土も含めて土が流れ出て、下の市道にあふれ、田畠にもあふれしていくというのがあるんですけども。そこは今、民々で係争中ということなんですね。

今後、ため池につきましては、自治会や土地改良区などが民間に売却するということもあると思うんですけども、豪雨対策において、県や市がどういう役割をして、つまり申請したときに誰が許可をして、誰が指導をして、誰が監

督するのかというところがちょっと分からぬんですが。

○山内農村整備課長 ため池の整備につきましては、県が全般的にやるということではなく、市町村の実施するため池もございます。委員の言われましたため池が廃止された後、太陽光パネルなりが造成されて、貯水ができなくなつて浸水被害が出るといったところの懸念だと思いますけれども。まず、廃止するため池につきましては、安全に下流側に排水できるように堤体を開削しまして、下流側に水がまず溜まらないような構造にいたします。その上で、下流側に安全に排水できるような構造にした上で排水を図るという取組になってございます。

○福田委員長 ため池と地震が関連する内容での質問をお願いします。

○村岡都市計画課長 先ほど、避難高台の補助率につきまして2分の1という御説明をさせていただいたんですけども、現在やっている避難高台の整備は南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に基づいたものであれば、補助率が3分の2にかさ上げされますので、今現在やっているものは3分の2の補助率ということになっております。

○福田委員長 それでは、質問もないようですので、これで終わりにしたいと思います。

執行部の皆さん、どうもありがとうございました。皆様、どうぞ御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時44分再開

○福田委員長 委員会を再開いたします。

協議事項1の県外調査についてであります。

資料1を御覧ください。

10月15日から17日までの期間、県外調査を実施予定です。5月の委員会において、調査先については、御一任いただきましたので、御覧のような日程案を作成しました。

まず1日目は、宮崎空港に、午前7時に集合し、福岡空港で乗り換えて高知空港に向かいます。高知空港からは、借り上げバスで移動し、黒潮町に向かいます。国内最大級の佐賀地区津波避難タワーを見学した後に、黒潮町役場にて防災に強いまちづくりなどについて説明を受ける予定です。

2日目は、高知県庁にて命を守る対策と命をつなぐ対策などについて説明を受け、その後、高知港にて三重防護による防波堤の粘り強い化などについて説明を受ける予定です。

それから、高知空港に向かい、伊丹空港で乗り換えて熊本空港に向かい、熊本市内で宿泊予定です。

3日目は、熊本県庁にて熊本地震からの教訓や、新たな防災・減災の取組、災害関連死などについて説明を受け、その後、益城町役場にて熊本地震の被害や被災者支援などについて説明を受けた後に、復興まちづくりセンターを見学する予定です。

それから、借り上げバスで宮崎空港に向かい、そこで解散となります。

調査先の都合やスケジュールの関係もあり、早々に調整を進めさせていただいておりますので、特に問題なければ、この案で御了承いただきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

次に、協議事項2の次回以降の委員会につい

てです。

まず、次回委員会につきまして、資料2を御覧ください。

11月5日の開催を予定しておりますが、調査項目である全海岸部の津波対策の調査のため、宮崎市役所及び宮崎港の現地調査を予定しております。

まず、借り上げバスで午前9時30分に県議会を出発します。宮崎市の南海トラフ地震津波対策に関わる各種計画や避難施設の整備などを調査するため、青島地区交流センターで説明を受けた後、島山地区津波避難複合施設を見学します。視察終了後、県議会へ戻り、委員協議を行った後、休憩となります。休憩後、午後1時15分に県議会を出発し、宮崎港の避難施設や防波堤の整備などを調査するため、中部港湾事務所で説明を受けた後、宮崎港を見学します。終了時間は午後2時45分を見込んでおります。

次に、11月定例会中の12月8日月曜日開催予定の委員会につきましては、午前10時から陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊長の矢羽田峰志氏を参考人としてお招きし、自衛隊における南海トラフ地震津波対策について意見聴取した後、休憩を挟んで午後2時から総務部危機管理局、福祉保健部、教育委員会をお呼びし、避難に関することについて、それぞれ説明をいただく予定になっております。終了時間は午後3時30分を見込んでおります。

委員会の内容について、意見や要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 最後に協議事項3のその他で、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 次回の委員会は11月5日水曜日、

令和7年9月24日(水)

午前9時半に県議会を出発する予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたしました。どうもありがとうございました。御苦勞さまでした。

午前11時50分閉会



署名

南海トラフ対策特別委員会委員長 福田新一

